

上越市行政財産の使用料を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月24日

上越市長 中 川 幹 太

上越市規則第13号

上越市行政財産の使用料を定める規則の一部を改正する規則

上越市行政財産の使用料を定める規則（平成5年上越市規則第37号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「12,000円」を「10,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の上越市行政財産の使用料を定める規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。